
令和6年度第2回岩手県公共事業評価専門委員会

日 時 令和6年7月17日（水）9:30～12:00

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

武藤専門委員長

3 議 事

(1) 公共事業の再評価について<継続審議>

- ・農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）
- ・林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）
- ・地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）
- ・総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

(2) 第3回専門委員会（現地調査）について

4 閉 会

岩手県公共事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
石 川 奈 緒	岩手大学工学部 准教授	土木環境	副専門委員長
伊 藤 幸 男	岩手大学農学部 准教授	林政学	
清 水 真 弘	清水真弘事務所 公認会計士・税理士	企業会計	
谷 本 真 佑	岩手大学工学部 准教授	交通工学	
松 林 由 里 子	岩手大学工学部 助教	海岸工学 水工学	
武 藤 由 子	岩手大学農学部 准教授	農業土木	専門委員長

(敬称略)

令和6年度第2回岩手県公共事業評価専門委員会
配付資料一覧

資料 No. 1 令和6年度第2回公共事業評価専門委員会詳細審議対象地区 位置図

資料 No. 2 公共事業再評価詳細審議資料

- ・ 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）
- ・ 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）
- ・ 地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）
- ・ 総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

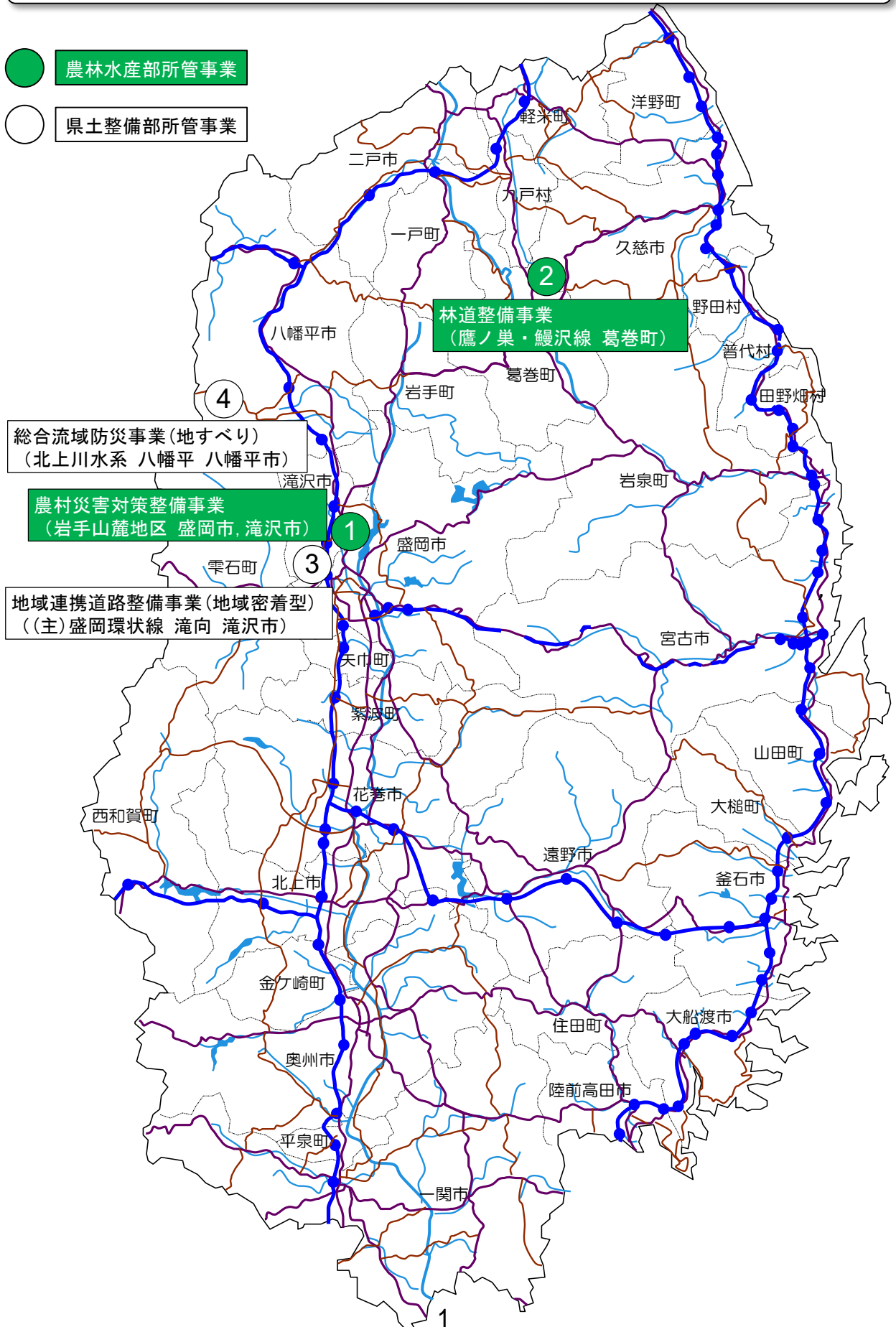
資料 No. 3 令和6年度公共事業評価専門委員会 現地調査行程（案）

参考資料 令和6年度第1回公共事業評価専門委員会の審議概要

令和6年度公共事業再評価詳細審議対象地区 位置図

● 農林水産部所管事業

○ 国土整備部所管事業



公共事業再評価詳細審議資料 目次

農林水産部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
1	農村建設課	農村災害対策整備事業	岩手山麓地区(盛岡市、滝沢市)	3～11
2	森林保全課	林道整備事業	鷹ノ巣・鰻沢線(葛巻町)	12～19

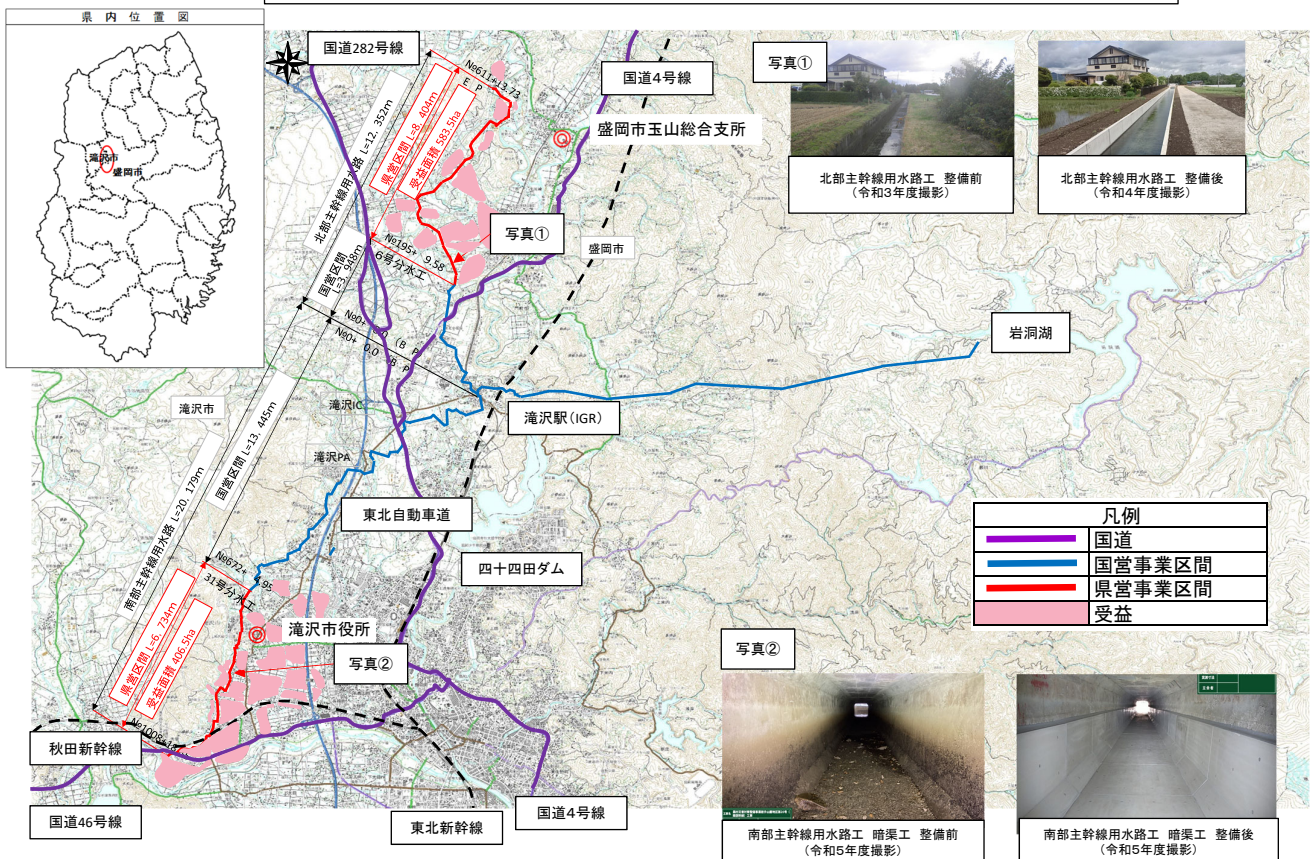
県土整備部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
3	道路建設課	地域連携道路整備事業 (地域密着型)	主要地方道盛岡環状線 滝向(滝沢市)	20～24
4	砂防災課	総合流域防災事業(地すべり)	一級河川北上川水系 八幡平(八幡平市)	25～29

令和6年度 公共事業再評価 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区

令和6年7月17日(水)
農林水産部農村建設課

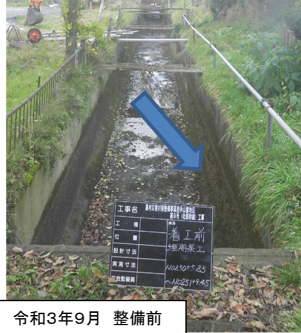
農村災害対策整備事業 岩手山麓地区 平面図



1 事業概要

(1) 事業目的

事業内容	解決すべき課題	整備内容	整備によって得られる効果
用水路の改修整備	用水施設の老朽化により安定的な用水供給が困難。水路が決壊した場合には、民家や市道等の公共施設にも浸水被害を及ぼすおそれがある。	用水路工 15.1km	<ul style="list-style-type: none"> ・水の安定供給と用水管理の省力化が図られる。 ・水路の決壊等により想定される被害を未然に防止。



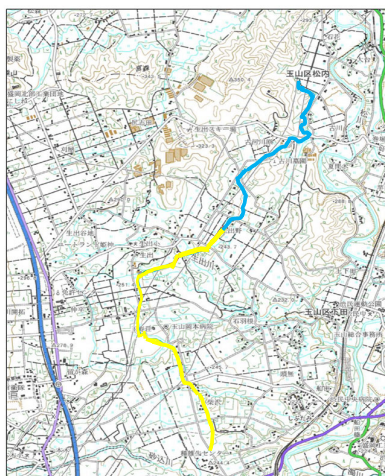
用水路の下側に住宅があり、水路が決壊した場合は、浸水被害を及ぼす恐れがある。



3

2 事業の進捗状況等

(1) 事業の進捗状況(令和10年度完了)



北部主幹線用水路
R5年度まで完成延長:4.2km 50.0%



南部主幹線用水路
R5年度まで完成延長:4.3km 64.1%

凡例	
	整備済み区間
	今後整備区間

ア 整備効果の発現状況

北部主幹線用水路
南部主幹線用水路

令和5年度まで進捗率 56.3%

進捗状況4.2(計画8.4)km
進捗状況4.3(計画6.7)km

4

4

2 事業の進捗状況等

(2) 整備効果の発現状況

用水路が劣化し、用水供給が不安定



用水路を整備し、漏水などが解消され水田に用水を安定供給



用水路の位置



水路を整備したことにより、決壊等の被害を未然に防止

水の流れ

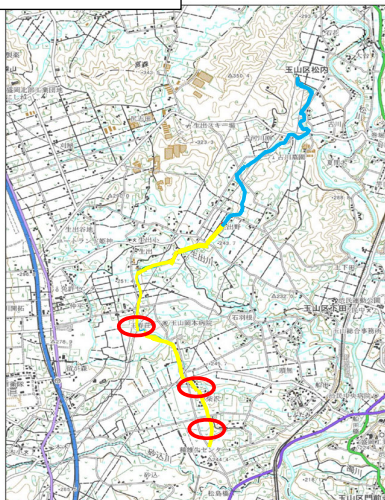
5

2 事業の進捗状況等

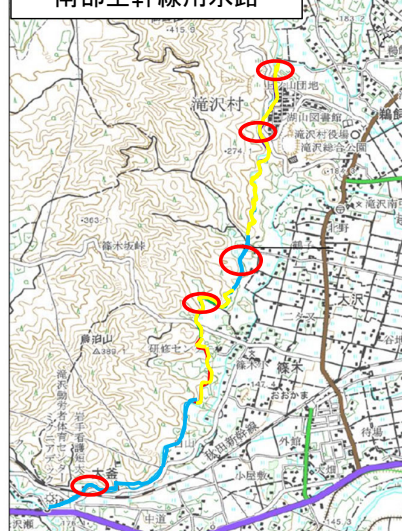
(3) 工事遅延の理由

・H26事業着手に当たり、用地調査を実施したところ事業予定地内に未相続地や共有地等が確認され、その解消及び取得に時間を要したことから工事期間の延伸が必要となったもの。

北部主幹線用水路



南部主幹線用水路



○の箇所は用地取得等に時間を要した箇所。



令和元年度まで解消済み

凡例	
	整備済み区間
	今後整備区間

6

2 事業の進捗状況等

(4) 事業計画の変更の有無及び内容

	事前評価時	再評価時	増減
事業期間	H26～R4 (9年)	H26～R10 (15年)	+6年
総事業費 (百万円)	3,677	4,938	+1,261

7

詳細説明資料

費用便益分析

8

費用便益分析の考え方について

農業農村整備事業に係る費用便益分析は、国が策定した「**土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針**」に基づき実施することとされており、「**総費用総便益比方式**」によって算定される。

総費用総便益比は、一定の評価期間（**事業実施期間＋40年**）の下で必要な投下費用（総費用）と事業の実施によって発現する総便益を対比することで測定を行うものである。

9

費用便益分析

（単位：百万円）

区 分		再評価時 (基準年：R5)	
費用項目	当該事業による費用	4,819	
	その他費用	24,310	
	総費用（現在価値化）	29,129	
便益項目	食料の安定供給の確保に関する効果	作物生産効果	14,255
		営農経費節減効果	▲ 1,437
		維持管理費節減効果	▲ 1,077
		国産農産物安定供給効果	4,172
		小計 1	15,913
	農業の持続的発展等に関する効果	災害防止効果	23,111
		小計 2	23,111
	多面的機能の発揮に関する効果	水源かん養効果	627
		景観・環境保全効果	795
		洪水調節機能効果	3,434
		小計 3	4,856
	総便益額（現在価値化）		43,880
	総費用総便益比		1.50

費用項目、便益項目の詳細については次頁以降

費用項目

1 当該事業による費用

事業実施に必要な工事費、用地費及び補償費等

2 その他費用

(1) 関連事業費

国営かんがい排水事業岩手山麓地区等の経費

(2) 評価期間における再整備費

事業実施期間+40年間に必要な再整備・補修費

(3) 着工時点の資産価額(関連施設含み)

従前(現況)施設の資産価額

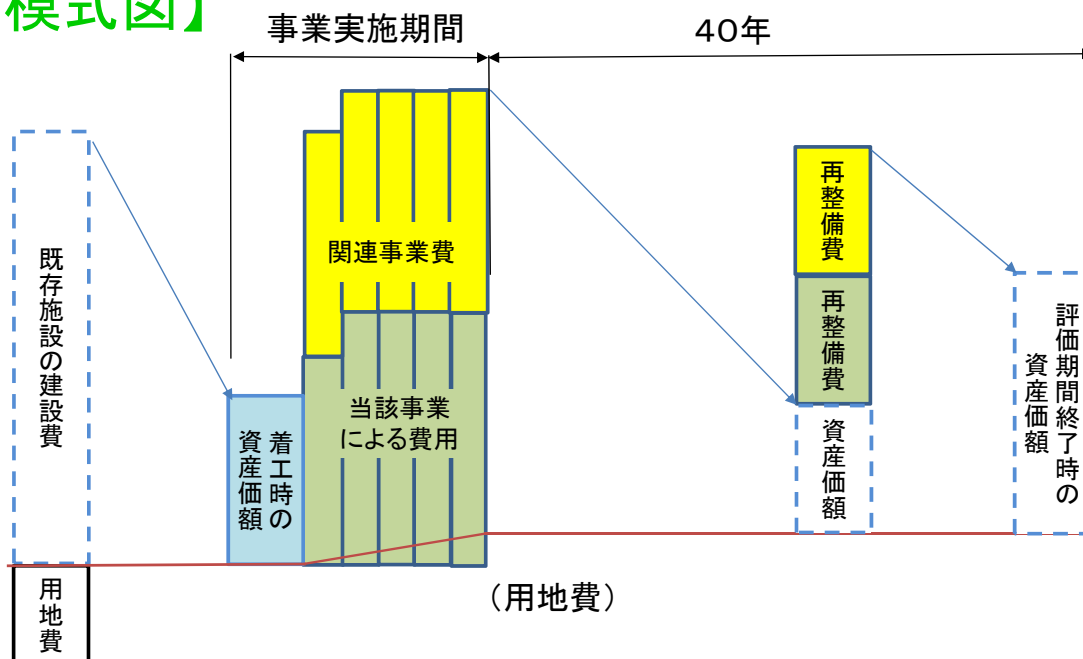
(4) 評価期間終了時点の資産価格(関連施設含み)

整備完了後40年経過時の資産価額

11

総費用算定のイメージ

【模式図】



総費用は、以下の考えで算定

当該事業費+着工時資産価額+関連事業費+再整備費-評価期間終了時資産価額

効果(便益)項目

1 食料の安定供給の確保に関する効果

- (1) 作物生産効果
- (2) 営農経費節減効果
- (3) 維持管理費節減効果
- (4) 国産農作物安定供給効果

2 農業の持続的発展等に関する効果

- (1) 災害防止効果

3 多面的機能の発揮に関する効果

- (1) 水源かん養効果
- (2) 景観・環境保全効果
- (3) 洪水調節機能効果

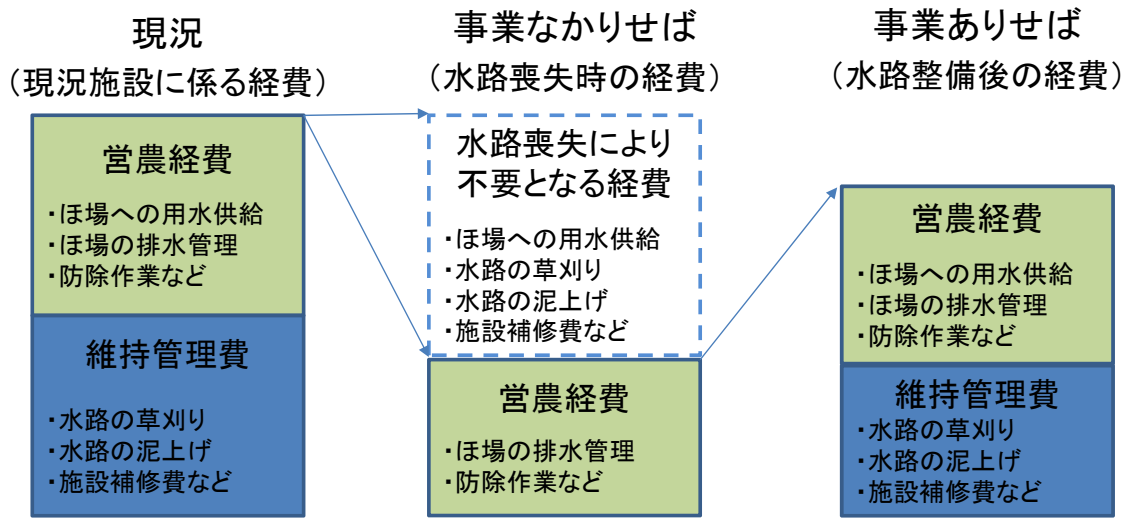
13

土地改良事業効果の考え方

効果(便益)項目	食料の安定供給の確保に関する効果の概要	
作物生産効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施(用水路整備)により、受益農地で生産される作物の生産量の増減を捉える効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ありせば① 用水路整備により、現在の営農が継続されることによる作物生産量 ・事業なかりせば② 現在の用水路が喪失した場合の作物生産量 ・上記①、②の差を効果として計上
営農経費節減効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した場合と実施しなかった場合の用水管理に係る営農経費の増減を効果額として算定するもの(当該事業ではマイナス計上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ありせば① 用水路から農地への用水供給のために必要となる営農経費 ・事業なかりせば② 現在の用水路が喪失した場合の用水管理に係る営農経費(用水路から農地への用水供給作業が不要となる) ・上記①、②の差を効果として計上
維持管理費節減効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した場合と実施しなかった場合の施設の維持管理費(草刈りや土砂上げ等)の増減を効果額として算定するもの(当該事業ではマイナス計上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ありせば① 用水路を利用するために必要な維持管理に係る経費(水路の草刈り、土砂上げ等に係る費用) ・事業なかりせば② 用水路が喪失した場合の維持管理に係る経費(草刈り、泥上げが不要となる) ・上記①、②の差を効果として計上
国産農作物安定供給効果	<ul style="list-style-type: none"> ・用水路整備により、現在の営農が継続され国産農作物の安定供給に寄与 ・国産農産物を安定供給するための施策に対し、国民が負担してもよいと感じる金額をCVM(仮想市場法)を用いて効果額として算定するもの ・当地区の事業採択以降(H27.3.27)、新たに設けられた効果項目 	

便益項目におけるマイナス計上のイメージ

【再建設整備の場合】

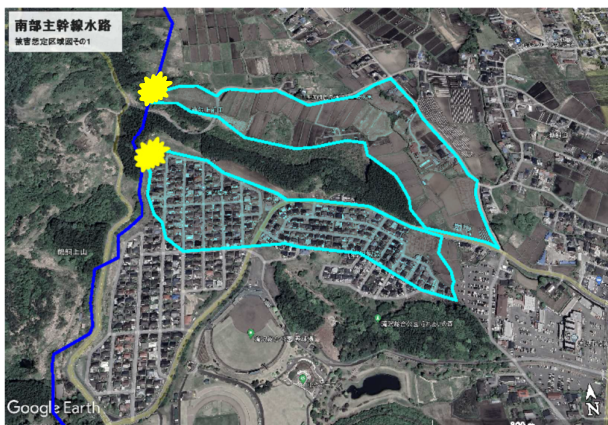


事業を実施しない場合より**事業を実施した場合の方が、必要な経費が多くなる。**

便益項目としては**マイナス計上されるが、整備実施により現況と比較し必要経費が縮減。**

土地改良事業効果の考え方

効果(便益)項目	農業の持続的発展等に関する効果の概要	
災害防止効果(農業)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施(用水路整備)により、農作物、農用地、農業用施設等の農業関係資産に対する洪水などの被害が防止又は軽減される効果。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業ありせば① 用水路整備により、用水路決壊等による被害を防止 事業なかりせば② 老朽化等により用水路が破損・漏水した場合に生じる農業関係資産に係る被害が発生 上記①、②の差を効果として計上
災害防止効果(公共)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施(用水路整備)により、人家や道路等に対する洪水などの被害が防止又は軽減される効果。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業ありせば① 用水路整備により、用水路決壊等による被害を防止 事業なかりせば② 老朽化等により用水路が破損・漏水した場合に生じる公共資産等に係る被害が発生 上記①、②の差を効果として計上



＜効果算定のイメージ＞

- 用水路の決壊による湛水シミュレーションを行い、想定被害区域を設定。
- 想定被害区域内の各資産価額を把握し、想定被害額を算定。

土地改良事業効果の考え方

効果(便益)項目	多面的機能の発揮に関する効果の概要	
水源かん養効果 (河川流況安定効果)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に伴い付随的に生じる河川流況の安定に寄与する効果を算定するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 事業ありせば① 関連事業で岩洞ダムの補修整備を行うことにより、ダムの貯留機能が確保され、現況の河川水量を維持 事業なかりせば② ダム貯留機能の喪失により、河川水量が減少 上記①、②の差を効果として計上(関連事業による効果)
景観・環境保全効果	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良施設の更新に当たり、従前の施設機能を維持しつつ、周辺の景観や、環境との調和等に配慮した施設整備を行うことで「やすらぎの場」、「交流の場」等の提供を効果として算定するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 関連事業により整備する「南北分水工」を対象として、認知率や訪問可能性等を基に効果額を算定し計上(関連事業による効果)
洪水調節機能効果	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理者及び関係利水者による治水協定が締結(R2.5.29)されたことにより、ダムが有している洪水調節機能を発揮・向上した効果を算定するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 事業ありせば① 関連事業で岩洞ダムの補修整備を行うことにより、洪水調節機能が発揮され、洪水被害を軽減 事業なかりせば② 農業用ダムの洪水調節機能が失われることによる洪水被害の増加 上記①、②の差を効果として計上(関連事業による効果)



公共事業再評価の概要

林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線

令和6年7月17日
農林水産部 森林保全課

1 事業概要

(1) 事業目的

▼目的

- ・健全な森林の育成に資する基盤となる林道の整備
- ・森林施業(造林・保育・素材生産等)の効率化
- ・山村地域の振興

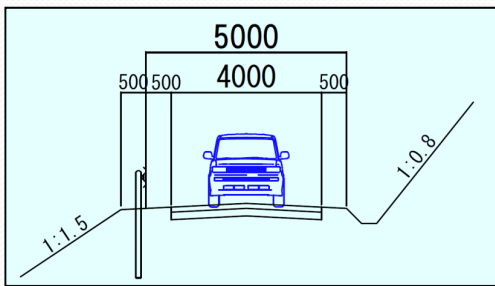
▼効果

- ・森林施業の低コスト化
- ・森林整備の促進による、水源涵養、県土の保全等の森林の有する多面的機能の発揮

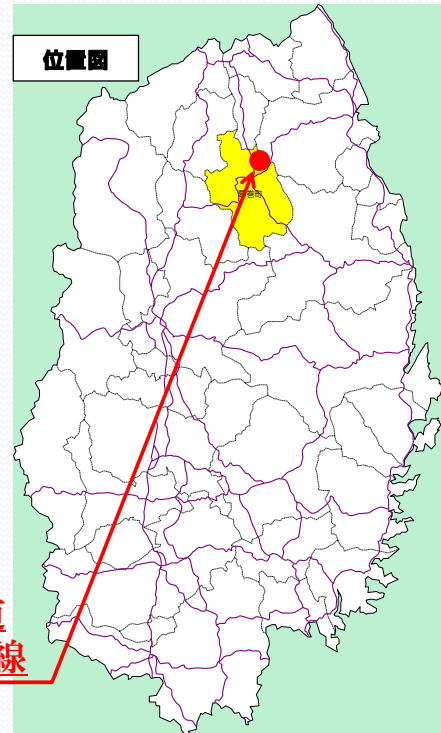
1 事業概要

(2)事業内容等

項目	内容
全体計画延長	11,930m
幅員	4.0m (全幅員5.0m)
全体事業費	3,363百万円
事業計画期間	平成22年度～ 令和14年度(23年間)



森林管理道
鷹ノ巣・鰻沢線

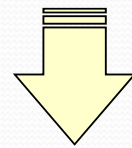
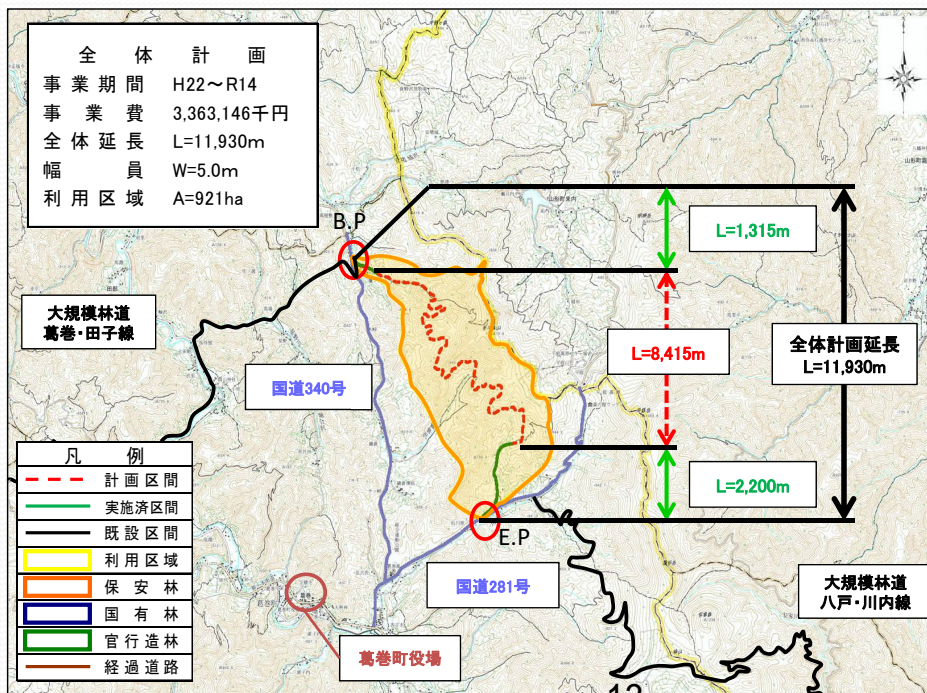


1 事業概要

(3)整備目標等

事業計画と実施状況

区分	全体	H22～R6	R6以降
事業費(百万円)	3,363.1	915.5	2,447.6
延長(m)	11,930	3,515	8,415



事業費進捗率
(令和5年度末)
27.2%
(915.5百万円 / 3,363.1百万円)

延長進捗率
(令和5年度末)
29.4%
(3,515m / 11,930m)

2 事業の進捗状況等

(1) 整備効果の発現状況

- ▼利用区域内の森林整備実績(令和5年度末) **221.9ha**
- ▼供用区間を利用して、間伐等の森林整備を実施している。
- ▼今後も、**森林経営計画**に基づき、**計画的に施業が実施される**見込み。



完成区間は速やかに供用を開始



主伐、再造林等の森林整備を実施

2 事業の進捗状況等

(2) 事業計画の変更の有無及び内容

今回再評価(令和6年度)

項目	変更前	変更後	増減
計画期間	平成22年度～令和14年度	今回変更無し	
事業内容	延長 L=11,930m 総事業費 3,363.1百万円		

参考: 前回再評価(令和元年度)

項目	変更前	変更後	増減
計画期間	平成22年度～令和4年度	平成22年度～令和14年度	+10年
事業内容	延長 L=11,500m 総事業費 3,540百万円	延長 L=11,930m 総事業費 3,363.1百万円	+430m -176.9百万円

3 費用便益分析について

(1) 便益の概要

○ 費用便益分析

費用便益分析手法： 林野公共事業における事業評価マニュアル (R4.4 林野庁) (単位：百万円)

区 分		事業着手時 (基準年：H21)	再評価時 (基準年：R1)	再々評価時 (基準年：R6)
費用項目	全体事業費	2,499.0	3,120.2	3,511.6
	※維持管理費等含む			
	総費用(C)	2,499.0	3,120.2	3,511.6
便益項目	木材生産等便益	1,355.0	1,740.7	1,331.7
	森林整備経費縮減等便益	1,137.0	660.0	1,188.3
	森林の総合利用便益	58.0	-	-
	災害等縮減便益	421.0	912.9	1,184.7
	その他の便益	78.0	49.3	7.9
	総便益(B)	3,049.0	3,362.9	3,712.6
	費用便益比(B/C)	1.22	1.08	1.06

3 費用便益分析について

(1) 便益の概要

●木材生産等便益

林道整備による、①搬出・輸送経費の縮減、②搬出・利用される木材の増加、③コスト縮減により伐採が促進される効果、等の効果を便益として計上。

●森林整備経費縮減等便益

林道整備による、①作業員の歩行時間の短縮、②資材運搬経費の縮減、③森林管理のための巡視等に係る経費の縮減、等の効果を便益として計上。

3 費用便益分析について

(1) 便益の概要

● 森林の総合利用便益

林道整備による、①既設道路に比べ森林浴や山菜等の採取のために森林に到達する時間・経費の短縮、②森林ふれあいの機会の増加、等の効果を便益として計上。

→ 上記に活用された実績が無いため、R1・今回評価では計上していない。

● 災害等縮減便益

①自然災害等で公道が寸断された場合の迂回路としての効果、②山火事が発生した際の防火帯としての効果、を便益として計上。

3 費用便益分析について

(2) その他の便益

○ 費用便益分析

費用便益分析手法： 林野公共事業における事業評価マニュアル (R4.4 林野庁) (単位：百万円)

区 分		事業着手時 (基準年：H21)	再評価時 (基準年：R1)	再々評価時 (基準年：R6)
費用項目	全体事業費	2,499.0	3,120.2	3,511.6
	※維持管理費等含む			
	総費用(C)	2,499.0	3,120.2	3,511.6
便益項目	木材生産等便益	1,355.0	1,740.7	1,331.7
	森林整備経費縮減等便益	1,137.0	660.0	1,188.3
	森林の総合利用便益	58.0	-	-
	災害等縮減便益	421.0	912.9	1,184.7
	その他の便益	78.0	49.3	7.9
	総便益(B)	3,049.0	3,362.9	3,712.6
費用便益比(B/C)		1.22	1.08	1.06

鷹ノ巣・鰻沢線における「その他の便益」は、「維持管理費縮減便益」を計上。

3 費用便益分析について

(2) その他の便益

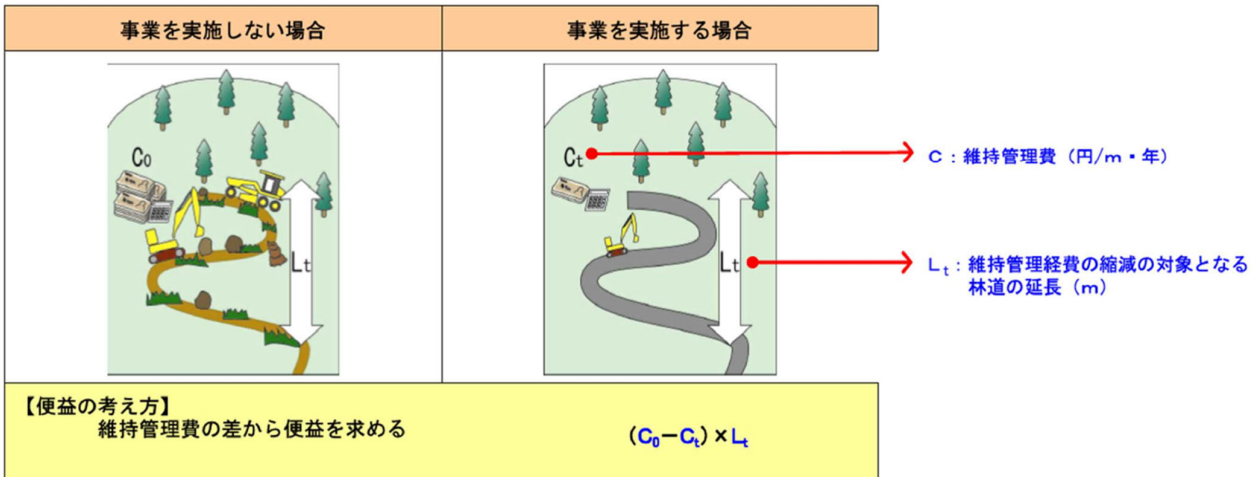
補足説明①

維持管理費縮減便益の考え方

林道舗装等を実施しない場合と
実施する場合の維持管理費の差

×

舗装等を実施する
林道の延長



引用：林野公共事業における事業評価の概要（林野庁）より

3 費用便益分析について

舗装を実施しない場合



3 費用便益分析について

舗装を実施する場合



路面の草刈作業が
軽減される

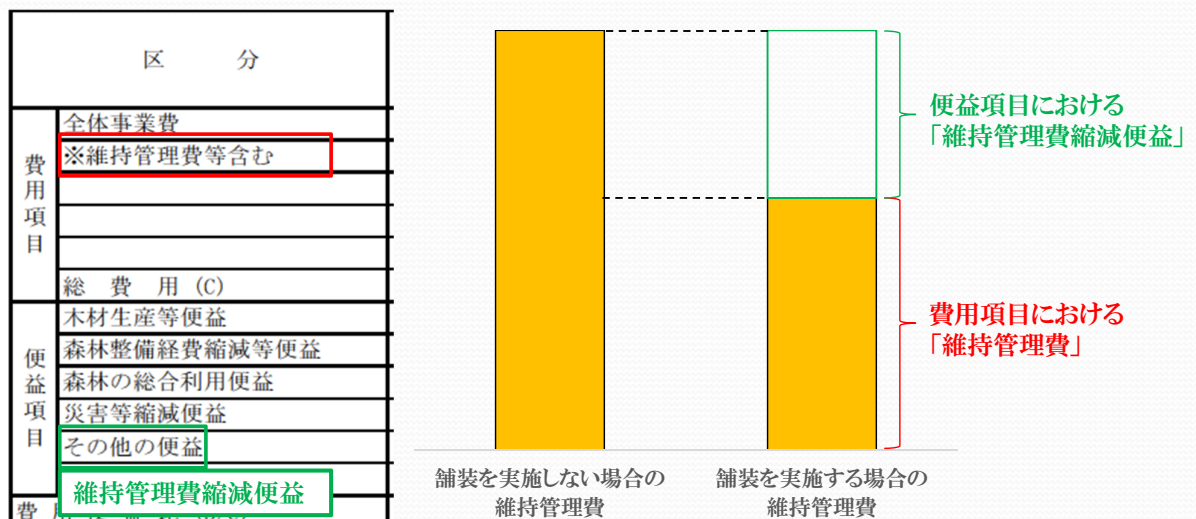
路面洗掘が発生しにくい
ため、グレーダー作業が
軽減される

3 費用便益分析について

(2) その他の便益

補足説明②

費用項目の「※維持管理費等含む」と、便益項目の「維持管理費縮減便益」の違い



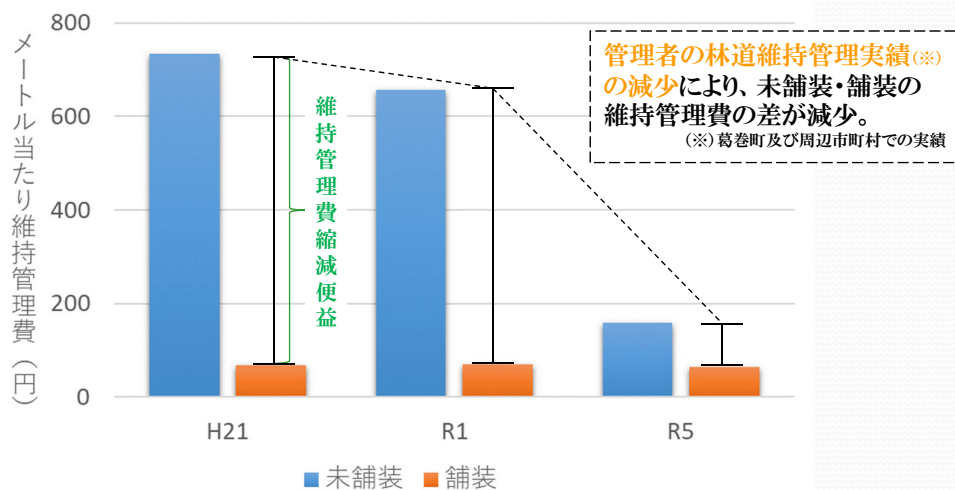
3 費用便益分析について

(2) その他の便益

補足説明③

「維持管理費縮減便益」が減少している理由

「舗装を実施しない場合と実施する場合の維持管理費の差」が小さくなったことにより、便益が減少。



公共事業再評価の概要

地域連携道路整備事業（地域密着型） 主要地方道盛岡環状線 滝向

令和6年7月17日
県土整備部 道路建設課

1

1 事業概要①（事業目的）

○路線の位置付け

- ・ 盛岡都市圏の環状道路であり、緊急輸送道路に指定され、国道4号を補完する代替・補完路である。
- ・ 沿線には滝沢市役所、ビッグルーフ滝沢、滝沢南中学校などの公共施設が立地しており、周辺の小中学校の通学路になっている。

位置図

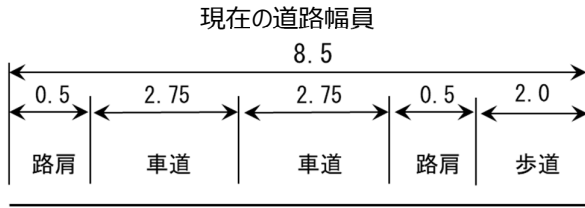


2

1 事業概要② (事業目的)

○事業目的

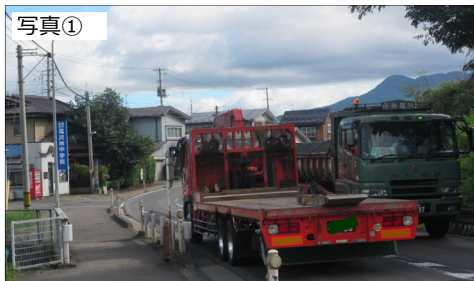
幅員狭小区間の解消・歩道設置
⇒ 通行車両や歩行者の安全で円滑な交通の確保



狭い: W=5.5 (8.5) m



線形不良: 3箇所(最小曲線半径100m)

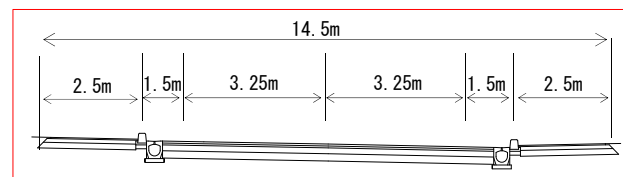
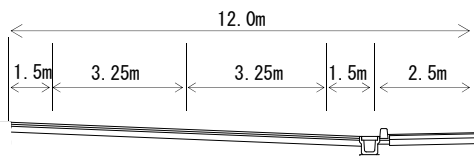


3

2 事業計画の変更の有無及び内容①

【計画期間】 令和9年度まで ⇒ 令和11年度まで

【事業計画】 W=6.5(12.0)m【2車線片側歩道】 ⇒ W=6.5(14.5)m【2車線両側歩道】



当初の計画では、早期に効果を発現するため、埋蔵文化財への影響を考慮し、片側歩道で整備することとしていたが、事業化後に当該工区で自転車死亡事故を含む交通事故が多発したことや、地元から両側歩道での整備要望があったことから、両側歩道での整備に計画を変更するもの。

(1) 滝向工区での事故発生件数

	事業化前5年間(H27~R1)	事業化後4年間(R2~R5)
事故件数	1件	6件

(2) 事業化後の事故状況

(岩手県警HPより)

発生状況	事故①	事故②	事故③	事故④	事故⑤	事故⑥
発生日時	R2.8.22	R2.9.23	R3.1.9	R3.4.25	R5.6.17	R5.7.27
事故状況	軽自動車 対 歩行者	普通車 対 普通車	軽自動車 対 軽自動車	軽自動車 対 自転車	普通車 対 普通車	普通車 対 二輪車
被害	負傷	負傷	負傷	死亡	負傷	負傷
位置	交差点	単路部	交差点	交差点	交差点	交差点

2 事業計画の変更の有無及び内容②

項目	変更前	変更後	増減
計画期間	令和2年度～令和9年度	令和2年度～令和11年度	2年
事業内容	延長 L=950m 総事業費 1,100百万円	延長 L=950m 総事業費 1,530百万円	430百万円

①事業期間の延伸の理由【+2年】

追加の用地取得、計画変更や物価高等による事業費が増額となったこと

②事業費の増額の理由【+430百万円】

- ・ 両側歩道への計画変更による用地補償費、工事費の増額：250百万円
- ・ 物価高等による増額：180百万円

(単位：百万円)

項目	変更前	変更後	増減	備考
工事費	840	1,100	260	物価高等による増：160 計画変更：100（両側歩道）
測量試験費	110	130	20	物価高等による増：20
用地補償費	150	300	150	計画変更：150（両側歩道）
合計	1,100	1,530	430	物価高等による増：180 計画変更：250（両側歩道）

5

3 第1回委員会での確認事項①（事故率について）

【確認事項①】滝向の事故率39.5件/億台_{キロ}は県平均と比較して高いのか、低いのか。

事故率 [件/億台_{キロ}] ※本事業では3か年平均事故率で評価

$$= (\text{事故発生件数} \times 1 \text{ 億}) / (\text{1日当たりの自動車の走行台} \times 365 \text{ 日})$$

滝向工区の3か年平均事故率

$$= (3 \text{ 年間の事故件数 } 5 \text{ [件]} \times 1 \text{ 億} / 4,219,600 \text{ [台} \cdot \text{キロ]}) / 3 = 39.5 \text{ 件/億台} \text{キロ}$$

※事故件数は、死亡・負傷事故件数

※事故率は以下の出典から道路建設課で算出

出典：「交通事故発生マップ」（岩手県警察本部交通部交通企画課）

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省）

岩手県全域の一般国道・主要地方道・一般県道の3か年平均事故率

$$= (3 \text{ 年間の事故件数 } 2,391 \text{ [件]} \times 1 \text{ 億} / 5,338,663,740 \text{ [台} \cdot \text{キロ]}) / 3 = 14.9 \text{ 件/億台} \text{キロ}$$

※事故件数は、死亡・負傷事故件数

※事故率は以下の出典から道路建設課で算出

出典：「交通事故発生状況」（岩手県警察本部交通部交通企画課）

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省）



滝向工区の事故率は、**県内平均事故率※**に比べ約**2.6倍**となっている。

※市町村道、高規格道路、自動車専用道路除く

6

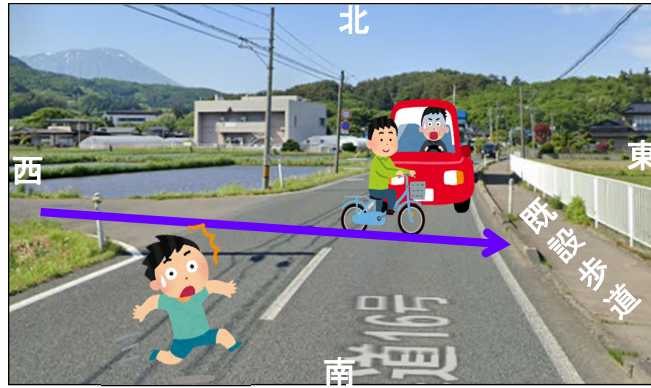
4 第1回委員会での質疑②（両側歩道への変更について）

【質疑②】両側歩道の必要性、計画変更による整備効果発現への影響は。

（1）両側歩道整備の必要性

現状は県道東側にしか歩道がなく、県道西側の住人が歩道を利用する際は県道を横断せざるを得ない。

人身事故の
発生リスクが高い



歩行者・自転車が安全に県道を横断するためには、西側に歩道を整備し、既設の横断歩道に誘導する必要がある。

7

4 第1回委員会での質疑②（両側歩道への変更について）

（2）両側歩道への計画変更に伴う整備効果の発現の影響について

・両側歩道計画の施工手順

- ①令和9年度まで、西側の歩道整備
- ②令和11年度まで、東側の歩道整備

・整備効果の発現への影響

西側の歩道ではあるが、令和9年度までに、当初計画の片側歩道の整備が完了する見込みであることから、両側歩道への計画変更に伴う整備効果の発現の影響は無い。



23

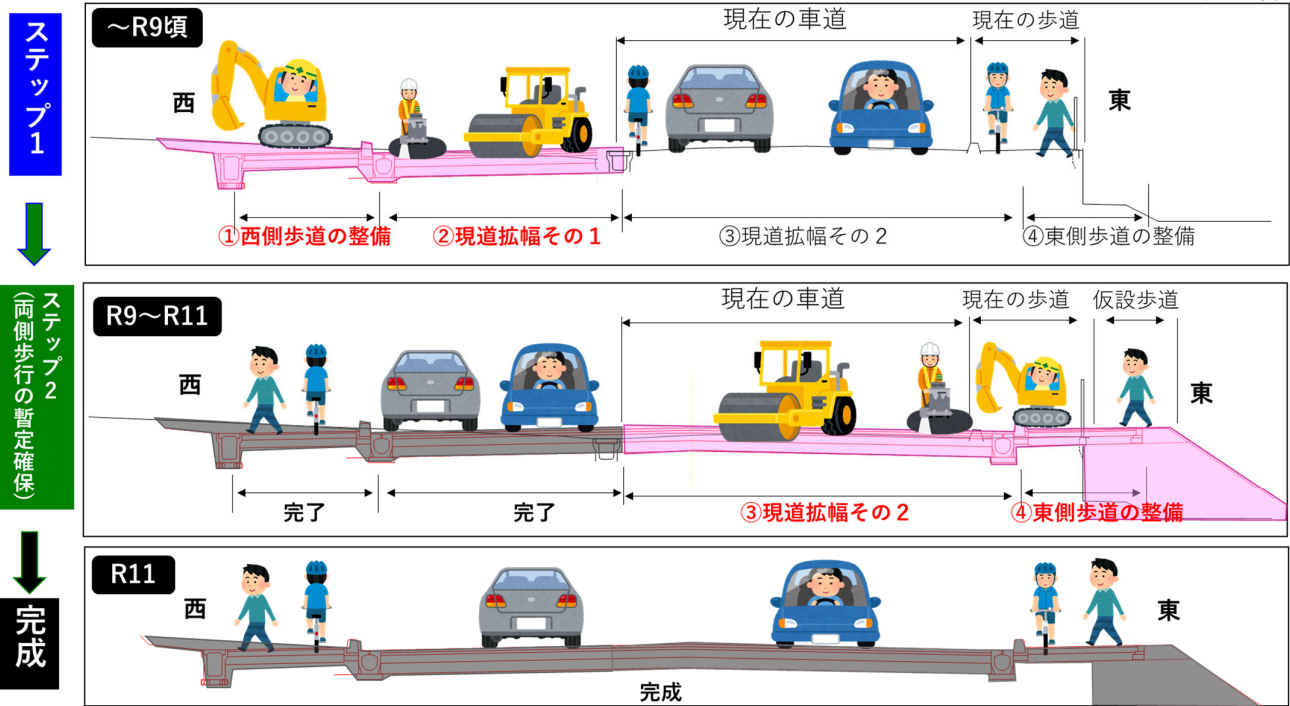
8

4 第1回委員会での質疑②（両側歩道への変更について）

（3）両側歩道整備の施工手順（ステップ図）

西側、東側と段階的に整備することで、令和9年度までに両側の歩行空間の確保や交通規制を極力回避することが可能。

※イメージ図



9

公共事業再々評価の概要

総合流域防災事業(地すべり) 八幡平

令和6年7月17日(水)
県土整備部 砂防災害課

1

1 事業概要①(事業目的)

主要地方道大更八幡平線(通称、八幡平アスピーテライン)において、地すべりに起因する道路の亀裂・陥没・隆起がみられることから、通行車両の安全を図るため地すべり対策施設を整備するもの。

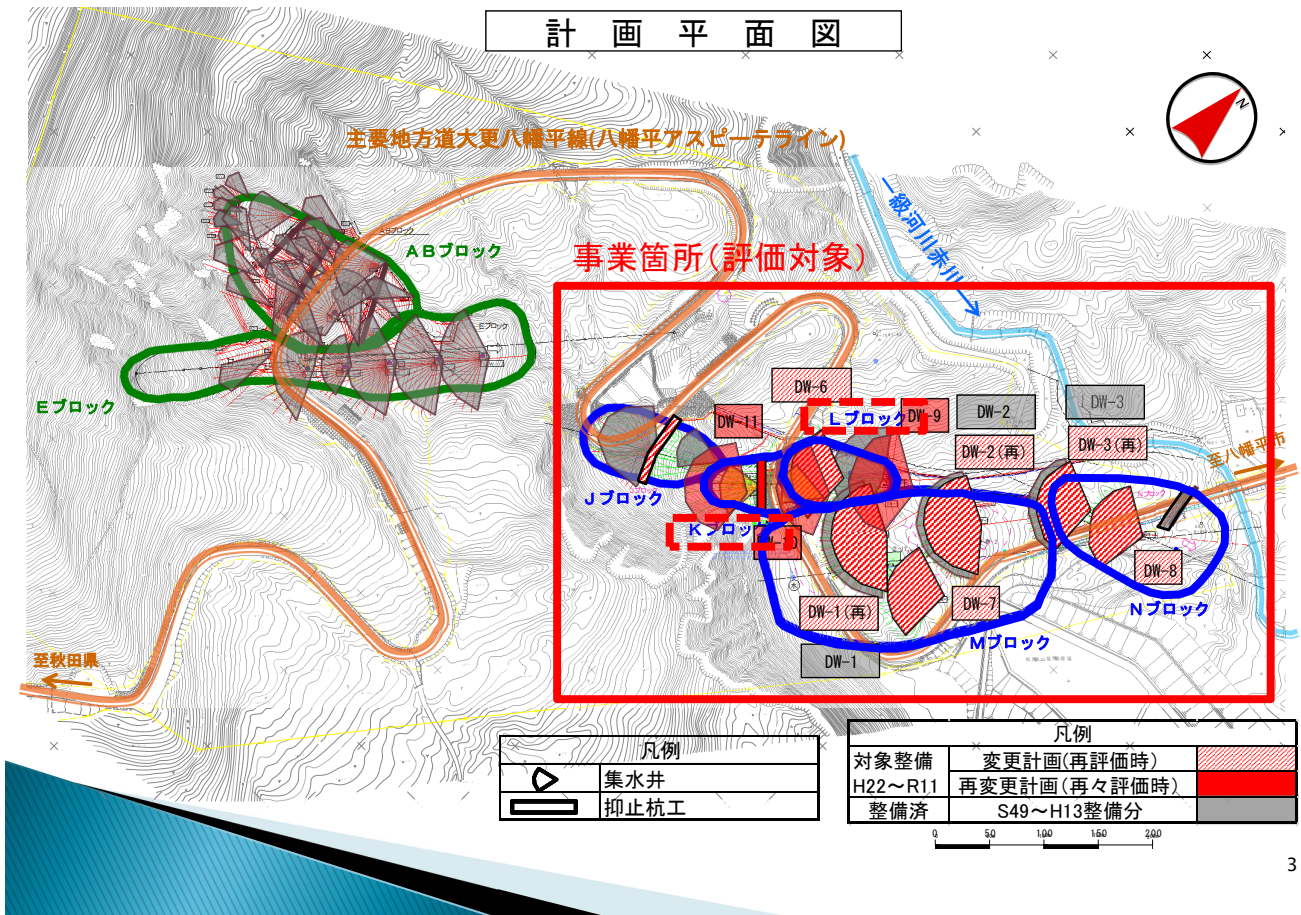
位置図



路面上に地すべりが起因したクラック発生状況

2

1 事業概要②(事業対象箇所)

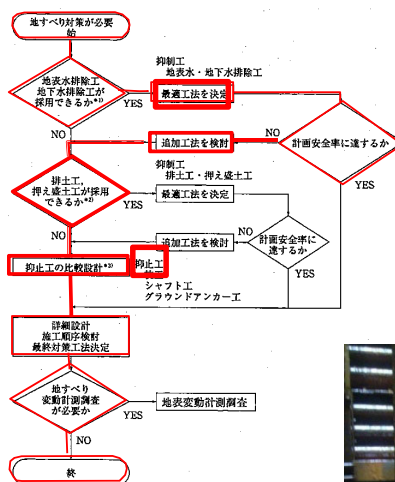


1 事業概要③(工法検討)

○地すべりは地下水の影響が大きいため、地下水排除工を検討する必要あり。
 ○地下水排除工が適用できない場合・計画安全率に達しない場合は、押え盛土や抑止杭工の追加を検討。

⇒ **【今回選定工法】 地下水排除工(集水井)+抑止杭工**

道路土工 切土工・斜面安定工指針 抜粋
 地すべり対策工検討フローチャート



- ・ **集水井**
 地下水が集中している付近に設置して、集水及び自然排水させる井戸。
- ・ **抑止杭**
 集水井だけで所定の安全率を確保できないため、本事業では補助工法として設置するもの。



集水井の外観



集水井の内部(地下水の排水状況)

2 事業計画の変更の有無及び内容①

項目	再評価(変更前)	再々評価(変更後)	増減
計画期間	平成22年度～令和4年度	平成22年度～令和11年度	7年
事業内容	集水井 6基 抑止杭工 1箇所 総事業費 463百万円	集水井 9基 抑止杭工 2箇所 総事業費 926百万円	集水井 3基 抑止杭工 1箇所 463百万円

○事業計画の変更理由

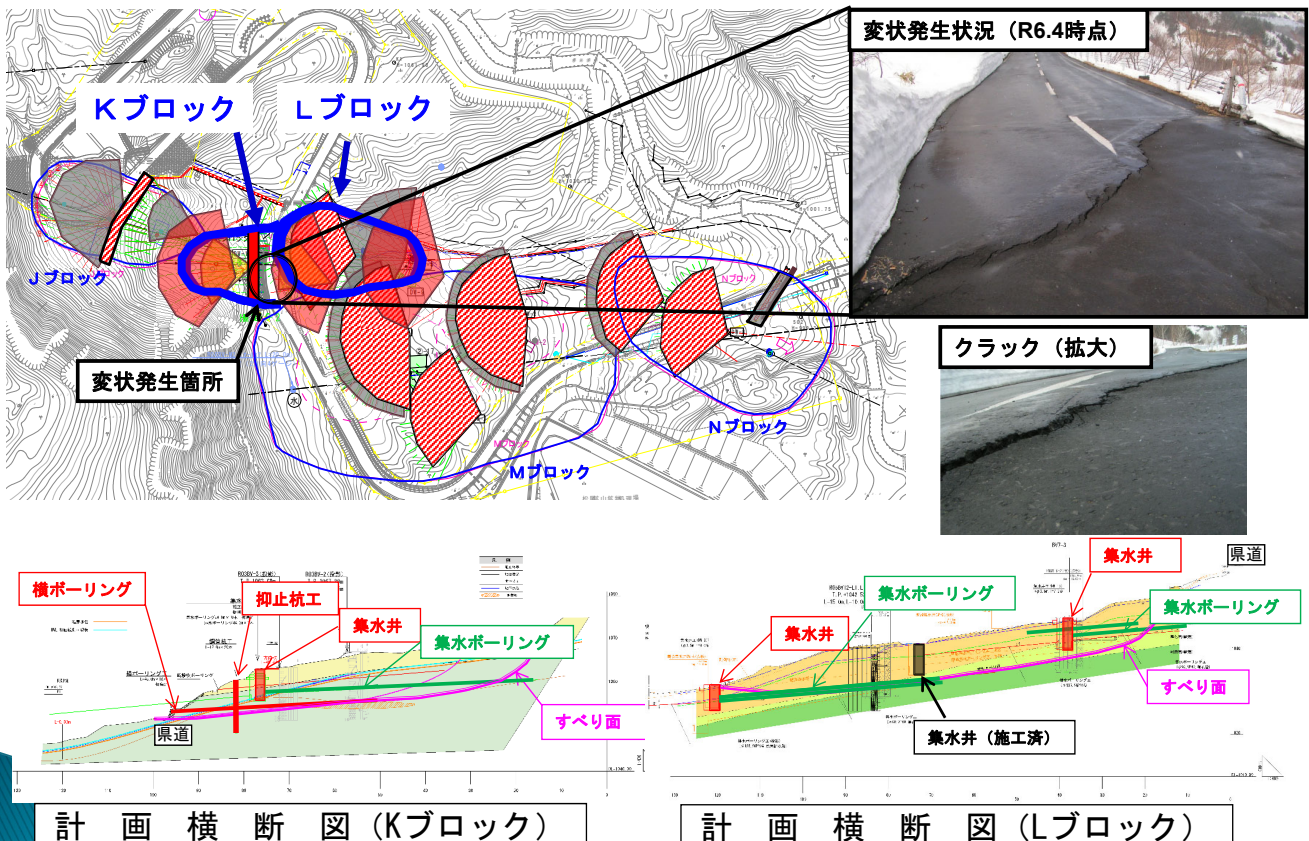
- ・ 事業区域内の一部のブロック（Kブロック、Lブロック）において、新たな路面の亀裂等が確認された。
- ・ 再度調査した結果、地下水の変動や上昇が確認された。



- ・ 地すべりの原因となる地下水を排除するため、対策工を追加施工することで、一体的に地下水の低下を図る必要があるもの。

5

2 事業計画の変更の有無及び内容②



6

3 自然環境等の状況について①

○岩手県自然環境保全指針の保全区分について

- 概ね1km四方のメッシュに区分し、評価されているものであり、「生物的環境の評価」と「地形・地質・自然景観の評価」によりA～Eに区分されるもの。
- 本事業箇所が含まれるメッシュは、生物的環境の評価において、「**多層の自然植生**」に区分されることから**保全区分「A」**とされている。
- 同メッシュで希少野生動植物は確認されていない。

7

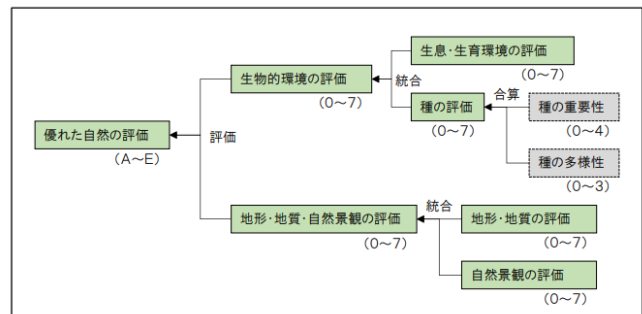
3 自然環境等の状況について②

○岩手県自然環境保全指針における保全区分の設定

○植物群落の区分

種生自然度	種生区分	対応する県内植物群落等	ポイント
10	単層の自然植生	オオイタドリ群落、オギ群集、カワラハハコ・ヨモギ群集、クロマツ群落(VI)、コマクサ・イワツメクサクラス、ササ群落(II, IV)、シノノキンバイ・ミヤマキンボウゲ群集、ツルコケモモ・ミスズケクラス、ツルヨシ群集、ヌマガヤオーダー、ハマオトコヨモギ・コハマギク群集、ハマニクニク・コウボウムギ群集、ヒルムシロクラス、ヨシクラス、ラセイタソウ・ハマギク群集、火山荒原植生、岩角地植生、岩壁植生、高山ハイネ及び風衝草原(蛇紋岩地植生を含む)、砂丘植生、石灰岩地植生、雪田草原、貧養地小型植物群落、硫黄孔菌植生	7
9	多層の自然植生	アカマツ群落(IV)、イヌシデ・アカシデ群落、イヌブナ群集、キタゴゴロ・アカエゾマツ群落、コケモモ・ハイマツ群集、コメツグ群落、スギ・ブナ群落、スズクエ・ブナ群集、ハルニレ群落、ヒノキ・オナロ群落(IV)、ミネヤナギ群落、ミヤマハンノキ群落、ヤマツツジ・アカマツ群集(自然林)、高山低木群落	6
8	広く見られる多層の自然植生	ウラジロウラク・ミヤマナラ群集、オオシラビン群集、オオシラビソ群集、オオバヤナギ・ドロノキ群集、オオヨモギ・オオイタドリ群集、オニグルミ群落(IV)、クノベ・キタゴゴロ群落、ケヤキ群落(I, V)、ケヤキ群落(VI)、ササ・ダケカンバ群落、ジュウモンジシダ・サワグルミ群集、ダケカンバ群集、タマブキ・ケヤキ群集、チシマザサ・ブナ群集、ハンノキ群落(IV)、ハンノキ群落(VI)、ヒメヤシヤブシ・タニツギ群落、ミドリユキザサ・ダケカンバ群集、ヤチダモ群落、ヤナギ高木群落(IV)、ヤナギ低木群落(IV)、ヤマハンノキ群落、チシマザサ・ブナ群集、ヒメヤシヤブシ・タニツギ群落	5
7	単層の半自然植生 広く見られる多層の半自然植生	クズ群落、ササ群落(III)、ササ群落(V)、シバ群落(V)、チシマザサ・クマイザサ群落、河辺一年生草本群落(タウコギクラス等)、ススキ群集(IV)	4
6	偏在する多層の半自然植生	アカシデ・イヌシデ群落(V)、アカマツ群落(V)、ウダイカンバ群落、オオクワロモジ・ミスナラ群集、オニグルミ群落(V)、カシ群落(V)、キタコブシ・ミスナラ群集、シラカンバ群落、スギ・ミスナラ群落、ダケカンバ群落(III)、ブナ・ミスナラ群落、ブナ二次林、ミスナラ群落(V)	3
5	広く見られる多層の半自然植生	オクチウジザクラ・コナラ群集、カスミザクラ・コナラ群落、クリ・コナラ群集、クリ・ミスナラ群集、ケヤキ群落(VII)、ケヤキ二次林、コナラ群落(V)、ダケカンバ群落(V)、タニツギ・ハルツギ群落、ホノバシカゲスゲ・コナラ群集、ヤマツツジ群落、伐採跡地群落(V)、伐採跡地群落(VII)	2
4	植林	アカマツ植林、カラマツ植林、クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、その他植林(常緑針葉樹)、その他植林(落葉広葉樹)、モミ植林、残存・植栽樹群地、竹林	
3	外国産樹種植林	イタチハギ群落、イタチハギ吹付地、ニセアカシア群落、外国産樹種植林	
2	耕作地植生	ゴルフ場・芝地、果樹園、苗圃、水田雑草群落、畑雑草群落、放棄水田雑草群落、放棄畑雑草群落、牧草地	1
1	市街地植生	開放水域、工場地帯、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、市街地、自然採地、造成地、線が多い住宅地、路傍・空地雑草群落	0

○優れた自然の評価の考え方



○保全区分と評価の対応

保全区分	生物的環境の評価	地形・地質・自然景観の評価
A	7, 6	—
B	5, 4	7
C	3	6, 5
D	2	4, 3
E	1, 0	2, 1, 0

※自然保護課HP「岩手県自然環境保全指針」より抜粋

3 自然環境等の状況について③

○まとめ

- 岩手県自然環境保全指針による保全区分「A」
⇒「多層の自然植生」に分類されるため、保全区分が「A」となるもの。
- 希少野生動植物生息の有無「なし」
⇒メッシュデータでは希少野生動植物は確認されなかった。
また、平成23年度の希少野生動植物検討委員会において現地調査を実施した結果でも、希少野生動植物が確認されなかった。
- 埋蔵文化財包蔵地の有無「なし」

令和6年度公共事業評価専門委員会 現地調査行程(案)

【案の1】 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区(盛岡市、滝沢市)
及び 地域連携道路整備事業(地域密着型)主要地方道盛岡環状線 滝向(滝沢市)
及び 総合流域防災事業(地すべり) 一級河川北上川水系八幡平
(八幡平市)

県庁発 (9:30) →岩手山麓(南) →滝向→八幡平→県庁着 (15:50)

【案の2】 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区(盛岡市、滝沢市)
及び 地域連携道路整備事業(地域密着型)主要地方道盛岡環状線 滝向(滝沢市)
及び 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線(葛巻町)

県庁発 (9:00) →岩手山麓(南) →滝向→鷹ノ巣・鰻沢→県庁着 (16:40)

令和6年度公共事業評価専門委員会 現地調査行程(案の1)

○開催日: 令和6年8月22日(木)

○対象事業

- ① 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区(盛岡市、滝沢市)
- ② 地域連携道路整備事業(地域密着型)主要地方道盛岡環状線 滝向(滝沢市)
- ③ 総合流域防災事業(地すべり) 一級河川北上川水系 八幡平(八幡平市)

○行程

		0:05				0:30				0:40	
始		移動時間	着	9:40	移動時間	着	10:05	移動時間	着	10:45	
	県庁	0:10		盛岡駅	0:20		滝沢市	0:10		滝沢市	
	正面玄関前						現地調査			現地調査	
	出発			盛岡駅西口 マリオス前 1階ロータリー			岩手山麓(南側)			滝向	
発	9:30		発	9:45		発	10:35		発	11:25	
		0:50				0:40				0:05	
移動時間	着		移動時間	着		移動時間	着		移動時間	着	
	11:55	0:30		13:35	1:20		15:35	0:10		15:50	
	八幡平市			八幡平市			盛岡駅			県庁	
下道	昼食		高速	現地調査		高速			下道	正面玄関前	
	西根道の駅(想定)			八幡平			盛岡駅西口 マリオス前 1階ロータリー			帰庁	
発	12:45		発	14:15		発	15:40		終		

◎時間は現時点での目安であり、交通状況等により変更になる場合があります。

令和6年度公共事業評価専門委員会 現地調査行程(案の2)

○開催日: 令和6年8月22日(木)

○対象事業

- ① 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区(盛岡市、滝沢市)
- ② 地域連携道路整備事業(地域密着型)主要地方道盛岡環状線 滝向(滝沢市)
- ③ 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線(葛巻町)

○行程

		0:05				0:30				0:40	
移動時間	0:10	移動時間	0:20	移動時間	0:10	移動時間	0:10	移動時間	0:55	移動時間	1:00
始	県庁	着	盛岡駅	着	滝沢市	着	滝沢市	着	岩手町	着	葛巻町
正面玄関前		盛岡駅西口 マリオス前 1階ロータリー		現地調査		現地調査		昼食	現地調査	盛岡駅	
出発		岩手山麓(南側)		滝向		道の駅石神の丘(想定)		鷹ノ巣・鰻沢	盛岡駅西口 マリオス前 1階ロータリー	県庁	
発	9:00	発	9:15	発	10:35	発	11:25	発	13:10	正面玄関前	
帰庁		帰庁		帰庁		帰庁		帰庁		帰庁	
終		終		終		終		終		終	

◎時間は現時点での目安であり、交通状況等により変更になる場合があります。

令和6年度第1回公共事業評価専門委員会の審議概要

1 経営体育成基盤整備事業 角川原地区（奥州市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
① 事業費の財源について、「国庫」、「県」のほか「他」が記載されているがどのような財源か。	【農村建設課】 事業主体の市町村（奥州市）と地元（受益者）の負担分である。総事業費に対して、国55、県30、市町村10、受益者5の割合で負担することとなっている。
② 費用便益分析のうち、「営農経費節減効果」と「維持管理費節減効果」の考え方について伺う。今回審議対象となっている「農業農村整備事業」5件のうち、「営農経費節減効果」については、本事業のようにプラス（正）の便益となる場合とマイナス（負）の便益となる場合があるが、どのような考え方になるのか。	【農村建設課】 本事業における「営農経費節減効果」としては、ほ場整備により小さかった区画が大きくなることで機械作業が可能となり、大きな経費節減の効果が見込まれるもの。また、農道整備事業についても同様の考え方で、トラック等が走行できるようになることで「営農に係る走行経費節減」についてプラスの便益が見込まれる。一方で、用水路の整備事業においては、整備する用水路の維持管理費が新たに発生することからマイナスの便益が見込まれることとなる。
③ 「維持管理費節減効果」については5件ともマイナス（負）の便益だが考え方はどうか。	【農村建設課】 「維持管理費節減効果」については、整備する施設周辺の草刈りなどの経費であり、基本的にマイナスの便益が見込まれる。

2 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）〈詳細審議対象〉

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 「営農経費節減効果」の考え方について、本事業は用水路を新しく作るのではなく補修を行う事業として費用便益分析を行っているものと思うが、比較の対象は、補修が必要であるが一定の便益がある現在の状況か、それとも用水路が使えなくなり用水が使用できない状況との比較であるか確認したい。	【農村建設課】 用水路が老朽化等により使えなくなり、用水が供給できないために作付けなどを行うことができない状況との比較であり、用水路を補修した後の状況との差し引きの値である。
② 便益項目のうち、「作物生産効果」が事業着手時から約2倍になっている理由は。	【農村建設課】 事業着手時の基準年（H25）から、今回の再評価時の基準年（R5）に変更となったこと、一反（約10アール）当たりの収穫量の算定基準が見直しとなったことが主な理由である。
③ 事業着手時の作物生産効果を現在の基準で算定すると増加するという考えでよいか。	【農村建設課】 そのとおりである。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
④ 便益項目のうち、「洪水調節機能効果」について、どのような機能を指しているか。また、事業着手時は「－」で示されていることから、再評価時までには新たに機能が追加されたものと考えて良いか。	【農村建設課】 費用便益の分析において、今回、岩洞ダムから営農の末端の水路まで全て対象となっている。令和2年5月29日に北上川上流の治水協定が締結され、洪水調節の可能容量を持つ岩洞ダムが含まれることになり、事業着手時には算定できなかった「洪水調節機能効果」を算定することが可能となった。
⑤ 18 ページの位置図において、青で示された部分は国の事業ということだが、事業期間はいつまでか。	【農村建設課】 国の事業期間は、令和9年度までである。県事業より国事業の工事が先行することになっており、本事業は国事業の終了後、令和10年度までの期間となっている。
⑥ 他の事業でも同様の傾向であるが、「事業に関する評価指標の推移」のうち、「熟度」の「同意率」について、事業着手時と比較して今回の再評価では減少している。同意の確認方法が異なっているのか。	【農村建設課】 本事業や類似事業の着手時において、土地改良法手続きで同意徴集手続を行う必要があるが、この手続きが事前評価のタイミングに合わないため、土地改良区と受益者団体との合意をもって100%に近い同意率の評価としている。今回の再評価に当たり、改めて受益者の方々に個別に確認を行い、その結果を同意率として記載している。

3 農村地域防災減災事業 北照井堰（一関市、平泉町）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
① 当初の工法として石積を予定していたが、石積工法を選択した理由は。	【農村建設課】 本事業は平泉町内で実施している事業であり、周辺の景観や環境への配慮から石積水路の積み直しを選択した。
② 21 ページ「事業に関する評価指標の推移」を見ると、同意率が大きく下がっているが、工法をコンクリート二次製品を使用することに変更したことが関係しているか。	【農村建設課】 工法の変更により事業費が大幅に増加しており、受益者の負担額が増加したことが同意率が低下した要因と考えている。
③ 本事業において、開渠を選択している区間が多いが、人が落下する危険や枝葉などが混入するなど防災面や水路の管理上、暗渠や管路が望ましいのではないかと考えられるが開渠を選択した理由は。	【農村建設課】 本事業の機能として、農地へ用水を供給する機能に加え、周辺から排水を受けて下流に流す機能も兼ねている。周辺からの排水を受けるために、上が開いた状態の開渠を選択したもの。 流量の計算は、用水と排水両方の流量を合わせても問題がないように行っており、落下防止についても必要な箇所にはガードレールを設置する等の対策を行っている。

4 農村地域防災減災事業 猿ヶ石北部幹線（奥州市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 27 ページ「事業に関する評価指標の推移」の「必要性」、「受益面積」と「被害想定額」が減少している理由は。	【農村建設課】 「受益面積」と「被害想定額」は、いずれも総事業費で割って評点を算出している。対象とする事業の面積に変更はないが、分母の総事業費が事業着手時と比較して増加となっていることに伴うものである。

5 農道整備事業 上新田一ノ沢（一関市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 法面工法を種子散布工から植生マット等に変更した理由は。	【農村建設課】 当初の想定では、種子散布工で施工できると考えたが、実際の工事の際に詳細に土壌を確認したところ、硬度などの観点からよりふさわしい植生マット等に変更した。種子散布工では種子及び養生材が流れやすい法面であったため、シート状に種子と肥料が一緒になっている、植生マット等で施工する必要があると判断した。
② 35 ページの費用便益分析において、便益項目の「営農に係る走行節減経費」が事業着手時と比較して2倍以上になっている理由は。増加率が大きすぎないか。	【農村建設課】 基準年が平成 26 年から令和 5 年になり、便益計算に用いる単価が増加していること、事業期間の延長により便益を算定できる期間が長くなったこと、畜産物の流通量の増加など周辺の状況が変化していることなど複数の要因がある。
③ 35 ページの「環境配慮事項及び環境等への配慮に要する事業費」について、「再生資材（アスファルト、砕石）の積極的な使用による資源の有効活用」については、その後に経費の記載があり、「排出ガス規制対策型建設機械の使用による大気汚染（温暖化）防止」については記載がないが何か費用を計上しているか。	【農村建設課】 費用を積算する際に、排出ガス規制対策型建設機械の使用を前提とした単価を用いており、その分は経費に含まれている。
④ 発注する際に仕様として求めているということか。排出ガス規制対策型建設機械を使用した場合、それ以外の機械を使用した場合よりも経費は上がると考えて良いか。	【農村建設課】 発注する際の仕様書に記載して求めている。経費について、排出ガス対策の機能を求めているので高くはなっていると考え。なお、近年は、排出ガス規制対策型建設機械の使用が標準的になってきている。
⑤ 35 ページの費用便益分析において、便益項目の「一般交通等経費節減」について、未舗装の道路が舗装され一般車両が通りやすくなる、ということイメージするがそのような捉え方でよいか。	【農村建設課】 営農に関わらない交通について増加することを前提に計算している。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑥ 費用便益分析の記載の仕方について、調書の冒頭には、整備によって得られる効果など事業目的が記載されているが、その事業の効果に当たりそうな部分が費用便益分析ではマイナスの場合があるため、記載を工夫して欲しい。	次回の調書作成時に留意する。

6 林道整備事業 牛伏高德線（宮古市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 当初の計画では、平成 22 年度から 29 年度の期間を予定していたが段々と延長になり、今回はあと 10 年間かかる計画となっている。事業が延長となっている理由は。	<p>【森林保全課】</p> <p>林道整備事業の特殊性ということはある。山に分け入り急傾斜地での作業になることが多く、現場にも起点、終点からしか向かうことができず、遅延することが多くなる。加えて、国からの予算も多い時の 2 割くらいに減少している中で、物価高による資機材価格の高騰、事業者を支払う諸経費の改訂などがあり、（各年度の進捗が遅れていくことから）これらの要因を見込んで延長の工事期間を計画した。</p>
② 各年度の予算の状況が見えてきたことで、当初の工事期間からの延長期間の見込みが確定したという考えでよいか。	<p>【森林保全課】</p> <p>そのとおりである。</p>
③ 令和元年度に設計勾配等を定めた林道規定が改正となったということだが、具体的な改正内容を簡潔に教示願う。	<p>【森林保全課】</p> <p>トラックなどの林道使用者から、勾配がきつくて登れない、幅員が狭く危ないといった声があり、令和元年度に「ドライバーズファースト」で林道整備を進めていこうという考え方で、勾配を緩やかにする、カーブでの道幅を拡幅する、などの規格が定められた。</p> <p>本路線では工事着手前に規定が改正されたため、計画を見直したもの。</p>
④ 木材に適した 51 年生以上の成熟した林分の面積が増加しているとのことで、木材を出荷していくことを想像しているが、林道整備が遅れることで出荷できないこととなり、林道の効果を受益できないということはないか。	<p>【森林保全課】</p> <p>51 年経ったらすぐ出荷に適さなくなるわけではなく、また、その土地の条件の違いや個体差もある。一方で、林道が整備されないと何もできないので、森林の有する多面的機能を効果的に発揮するために、多少時間がかかってもしっかりと整備していくことが必要と考える。</p>

7 林道整備事業 平根線（大船渡市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① その後のクマタカの営巣状況はどうなっているか。本事業において、クマタカが居続ける限り配慮が必要か。	【森林保全課】 毎年度、繁殖行動や、子育ての状況などについて、コンサルタント会社に委託して調査を行っている。調査結果により、秋口から長ければ6月まで工事できない場合もあるが、有識者からアドバイスをいただいているべく影響が出ない時期に発注して工事を進めている。
② クマタカの都合で今後も事業に遅延が起きる可能性はあるか。	【森林保全課】 あり得る。なるべくそうならないよう、有識者と相談しながら調整を行っていく。
③ クマタカ調査の委託費は、事業費に含まれているか。	【森林保全課】 含まれている。
④ 43 ページ、「事業計画の変更の有無及び内容」について、「補償費」という項目があるが内容を教示願う。	【森林保全課】 林道を整備する際に立木を伐採するため、立木分の補償を行うものである。
⑤ 今回の再評価時において、以前からマイナスとなっているが、切る木が減ったということになるか。	【森林保全課】 実際に工事に入る前には一本一本の立木を調査して詳細な補償額を確定することから、当初計画の想定補償額から変更となることがあるものであり、今回は当初の見込より減額となったもの。

8 林道整備事業 平波沢線（田野畑村）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 林道事業で最初に説明のあった「牛伏高德線」と、ひとつ前の「平根線」、「平波沢線」に共通する事項として伺う。 1点目として、51 ページ、「代替立案の可能性」において、3路線に共通して、「別の路線同士を繋ぐ連絡線形であり大規模災害時にう回路としての機能を有する」と記載されているが、代替路となりうることから、市町村から早く整備してほしいという要望があったものかどうか教示願いたい。 2点目として、う回路としての機能を有するという点で、林道であるために標高の高い場所や傾斜地を通ることもあると思うが、岩泉町の台風10号のような大雨による土砂災害も考えられる。その点も考慮して対策している、という理解でよいか。	【森林保全課】 1点目について、3路線すべてで市町村から災害時の代替路線整備としての要望があったかは確認していないが、平根線については、大船渡市において災害時の代替路線として計画されていたと記憶している。 2点目について、林道整備の規定において、急傾斜地においても通常の雨では災害が起きないような整備をしている。
② 市町村から要望があった場合、その旨調書に記載いただけると、必要性・重要度が明確になると考える。	次回の調書作成時に留意する。

9 林道整備事業 鎌峯沢線（陸前高田市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 53 ページ、「未着工及び工事遅延の理由並びに解決の見通し」の①理由において、「終点側において、大雨や融雪等による法面崩壊が発生」とあるが、同じ場所で複数回法面崩壊があったと考えて良いか。	【森林保全課】 そのとおりである。その場所で特段の災害雨量などがあったわけではなく、恐らく地質によるものと考えられるが、切土面を掘削しているうちに何度か崩壊があり、その後大きな崩壊が起きた。このため調査をして手当をしないとその先の工事を進めることができなかった。
② 当初想定していない対策が必要になったことで事業費は増加しているか。	【森林保全課】 林道整備では通常用いることのない、法枠やロックボルトによる工法を用いたと記憶しており、その分の事業費が増額となっている。
③ その場所については法面崩壊しないよう対策したということで、安全になったと考えて良いか。	【森林保全課】 そのとおりである。

10 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）〈詳細審議対象〉

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 前回の再評価時において、令和4年度終了予定の事業期間を令和14年度まで大きく延長した理由について、事前に質問しており、事業の概要説明において、平成23年の東日本大震災の復興業務や平成28年の台風被害の復興業務が優先され、入札の不調が続いたとの説明があった。 同じ時期に始まった事業のうち、特にこの事業だけが負担を強いられたという状況であったのか。	【森林保全課】 事業の対象地区において近接に工業者が少なく、工業者にとって現場までの移動に時間がかかる場合が多いことに加え、タイミングとして東日本大震災や台風被害があったため、林道事業は後に回され、工業者が災害の復旧工事を優先したということが事業遅延の主な理由である。
② 元々事業費が大きいということは影響しているか。	【森林保全課】 事業費の規模がそれほど影響したとは考えていない。
③ 再評価時と比較して、今回事業費が増えているが、物価高等の影響を考慮しなくて大丈夫か。	【森林保全課】 物価高の影響について、他の路線と同様の条件である。本路線については国道のすぐ近くから始まる工事で現場の条件が良かったことがあり、入札執行残が比較的多かった。今回、結果として物価高等による増加分と執行残分が相殺されて、事業費の増減がゼロとなった。 今後について、社会情勢を注視して単価の増減を確認しながら、毎年度確認、見直しをしていく。
④ 60 ページ、「環境配慮事項及び環境への配慮に関する事業費」について、希少種の生態系により移植が困難でありルートを変更したとあり、設計を変更したということだと思いが、事業費の増額はなかったのか。	【森林保全課】 前回、令和元年度の再評価調書にも同様の記載をしていたところであり、増額分についてはその際に見込んでいたものである。

質疑等の概要		事業担当課等の対応（回答）
専門委員からの質疑等		事業担当課等の対応（回答）
⑤	そうすると、58 ページ「事業計画の変更の有無及び内容」の表に記載されている「変更前」の事業費に含まれていると考えて良いか。	【森林保全課】 そのとおりである。
⑥	同様に補償費についても、変更後のルートを前提に「変更前」の額を算定したと考えて良いか。	【森林保全課】 そのとおりである。
⑦	60 ページ、費用便益分析において、「森林整備経費縮減便益」は再評価時に一度下がって、今回評価時にまた上がっている。「災害等縮減便益」は大きく増加している。「その他便益」は逆に下がっている。大きく上がったり下がったりしているが、どのような影響があるか。	【森林保全課】 「森林整備経費縮減便益」について、再評価時に下がっている理由は平成 27 年に林道の評価が大きく変わったため、その当時の算定で下がったものであり、今回上がった理由は、算定する単価が上昇したためである。 「災害等縮減便益」も同様に、平成 27 年度の評価方法の変更時に上がり、今回の評価時においても算定する単価が上昇したために上がったものである。 「その他便益」については、道路の維持管理に関するもので「維持管理等縮減便益」を見ており、転石などが思ったより少なかったために下がっているもの。
⑧	「その他便益」が下がっているのは、維持管理経費が減ったという意味合いであるか。「費用項目」の全体事業費に「※維持管理費等含む」とあり、すみ分けについて次回教えて欲しい。	【森林保全課】 第 2 回以降の委員会で説明する。

11 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大川松草線 本町～大広（岩泉町）

質疑等の概要		事業担当課等の対応（回答）
専門委員からの質疑等		事業担当課等の対応（回答）
①	1 点目について、65 ページ、便益項目の「その他便益」が上の主要「3 便益」を上回る便益となっているが、どのような便益を計上しているのか。 2 点目について、67 ページの地図を見ると近くに家屋があって、この辺りに住んでいる方が使う道路かと思うが、位置図の方で見ると大川と門馬の辺りをつなぐ道路ということで比較的長い交通も通る可能性があるようにも見える。実際、どのような使われ方をしているか。	【道路建設課】 1 点目の拡張便益について、現在、岩手県の特長や地域性を考慮して6つの拡張便益を設定している。今回はこのうち3つを採用しており、1つ目が救急救命率向上便益、2つ目が走行不安解消便益、3つ目が大型車すれ違い困難箇所の解消便益、である。前回評価時においては、現在の拡張便益と別の考え方で設定しており、項目も2項目のみであったことが、便益が増加した理由の一つとなっている。 2 点目の路線の使われ方について、この路線は大川地区、釜津田地区集落の約 300 世帯、約 600 人の生活道路である。林業も盛んで木材関係の運搬車が頻繁に走行しており、小中学校のスクールバスも通っている。

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
② 林業関係の車両が通るとの説明があったが、これをもって先ほどの「大型車すれ違い困難箇所解消」を拡張便益に計上しているという理解でよいか。	【道路建設課】 そのとおりである。
③ 工法変更について、もう少し詳しく教えていただきたい。どのようなことがあって、どのように変更したのか。	【道路建設課】 今回、法面对策について工法変更を行っている。事業化前には掘削のみで切土安定勾配を確保すればよいと考えていたが、詳細設計時にボーリング調査等も行い、法枠工、鉄筋挿入工を進めることとなった。その後、令和2年度に法面掘削に着手したところ、想定していた岩が出てこなかったため、改めてボーリング調査を行ったところ岩が想定より深い位置に出てきたもの。このため、グラウンドアンカー工等に修正設計したことで事業費が増額となった。
④ 65 ページ、環境配慮のところ、再生アスファルトで 4,400 万円くらい計上されている。66 ページのコスト削減対策の実施状況及び今後の可能性で、再生アスファルトのコスト削減額が 600 万円ほど計上されているが、どう考えるのがよいか。600 万円削減されて 3,800 万円になっているという理解でよいか。	【道路建設課】 再生アスファルト合材を使えば 4,400 万円という記載であり、もし普通アスファルトを使えば、約 5,000 万円の費用がかかり、その差額を 66 ページに記載している。
⑤ 65 ページ、便益の一番下の参考、「地域補正係数による修正便益を考慮した B/C を算出している」とあるが、どういう場合に参考値として表示することになっているか。	【道路建設課】 岩手県独自の考え方で、沿岸と内陸の所得格差などの地域の水準格差を是正するために、各地区ごとの補正係数を乗じて分析している。地域係数は数年ごとに見直ししており、県北や沿岸が高い傾向となっており、道路建設課事業で記載している。

12 地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）【詳細審議対象】

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
①	<p>1点目について、70ページ、費用便益分析の表で、一番下に記載されている将来交通量が事業着手時と再評価時でおおむね13,100台前後とあまり変わっていないと思うが、「走行経費減少便益」が2倍に増えているのはなぜか。</p> <p>2点目について、事前に質問すればよかったが、69ページ、事業に関する評価指標の推移、「必要性」のこの区間の「39.5/億台キロ」は県の平均とより高いのか低いのか。もし可能であれば死傷事故率を単路部と交差点部に分けて、単路部で岩手平均と比較してどうか。</p> <p>3点目、当初片側歩道であったものを両側歩道に工法変更しているということで、理由として、事故の発生と、住民からの要望と説明があったが、これまで、今回と同様に片側歩道から両側歩道に工法変更した事例はあるか。</p>
②	<p>両側歩道への変更にあたり、道幅全体の幅も変更となったか。</p>
③	<p>70ページ、(3)環境配慮等の部分で、一部区間において調査ができなかったとの記載があるが対応状況はどうか。市街地なのであまり心配ないようにも思える。</p>
④	<p>事業化をしたが供用をはじめていないので整備効果の発現はないと記載されている。整備効果の発現がない状態でまた事故が起きてしまった。発現する前に事故がまた起こったということで、両側歩道にするという話の流れがもう一つしっくりこない。もしも片側歩道のままで事業執行するのであれば、事業期間はどれくらいになるか。今、両側にする予定で令和11年度になっているが、片側歩道にした場合、工事がいつ終わり効果はいつ発現するのか。</p>

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑤ 事故を減らすということであれば、当初の計画どおり令和9年度までに一旦片側歩道を整備した方が事故の確率は減るのではないか。今はまだ効果が発現していない状態で、なぜ両側歩道に変更するのか。	【道路建設課】 今回の死亡事故は、県道の横断時に発生した。拡大図をご覧くださいと、西側の方から県道に向かって何本も横に市道が入ってきている。本計画区間における横断歩道は2か所と記憶しているが、西側の市道等から県道に入った際に、そのまま横断せざるを得ない状況であり、横断歩道に誘導するためにも西側に新たに歩道を整備したいと考えている*。 ※今回の事業区間の道路の現況について、概ね東側に既設の狭い歩道があり、西側には歩道がない状況。このため、西側から徒歩で県道に入った際、道路上を歩行することが危険であるため、横断歩道まで歩行することができずに県道を横断せざるを得ない状況であるもの。
⑥ 横断歩道を増やすといったことでは対処することができないのか。	【道路建設課】 そのように考えている。
⑦ この道路において、片側歩道だけでは解決しないという事例が発生してしまった、という理解でよいか。	【道路建設課】 そのとおりである。
⑧ 今回の片側歩道から両側歩道への変更が事故の減少に繋がる考え方について、次回説明して欲しい。	【道路建設課】 <u>第2回以降の委員会で説明する。</u>

13 広域河川改修事業 一級河川北上川（下流） 川崎ほか（盛岡市）

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 75 ページ、自然環境等の状況の部分で、施工区域内に確認された希少野生植物について移植という助言があったということだが、河川敷というか高水敷の場合、移植先も高水敷となり環境も限られると考えるが、移植は可能なのか。	【河川課】 令和3年度に工事の影響を受けない区間に移植しており、現在も、状況確認して生息を確認している。
② 74 ページ、事業に関する評価指標の推移、のところで「防護人口」が半分以上減っている状況であるが、これだけ人が減少しているところで十分な効果が期待できるものか。	【河川課】 「防護人口」自体は国勢調査による自然減と考えられる。今回の箇所について、現況流下能力が足りずに水害被害が発生しており、守るべき人家や田んぼなどの資産については変更なく現地に存在することから、事業継続が必要と考えている。
③ 74 ページ、同じく事業に関する評価指標の推移、のところで「輸送施設」について、備考欄に国道4号という記載があるが、国道4号が想定氾濫区域を通過しているからという理解でよいか。	【河川課】 そのとおりである。

質疑等の概要		
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）	
④	<p>そうすると、評価の大勢に影響しないことと思うが、I G Rいわて銀河鉄道もこの氾濫区域を通過している。こちらは氾濫しても鉄道が盛土などで高いところを走っているから記載しなかったということか。</p>	<p>【河川課】 この指標の仕組みとして「あるかないか」という判断基準であるため、今回国道4号のみを記載していたもの。浸水エリアであれば、鉄道も考えられるため、今後は留意したい。</p>

14 治水施設整備事業 一級河川北上川水系人首川 次丸（奥州市）

質疑等の概要		
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）	
①	<p>今回の対策によって、概ね5年に一度の確率による降雨で発生すると考えられる洪水被害の軽減を図るということだが、状況に挙げられている平成14年、平成29年の被害はこの5年に一度に収まっているか。今回の対策で、平成14年、平成29年と同様の被害を防ぐことができるか。</p>	<p>【河川課】 平成14年の台風16号の大雨が既往最大洪水となっており、こちらの確率が5年に一度程度の雨であったということで平成14年の雨にも対応可能である。なお、平成29年の雨量は平成14年を下回っている。</p>
②	<p>79 ページ、事業に関する評価指標の推移のところで、「防護人口」が事業着手時に3であったものが、今回評価時0となっているのは、治水調査マニュアルの値が変わったということか。</p>	<p>【河川課】 この部分に関して、マニュアルに変更はない。防護人口について、平成21年の時点では、防護人口は14人であり、前回評価時点から2人となっている。なお、「事業着手時評点（平成21年度）において、「10人未満」が3点と記載しているが、「10人以上」が3点であったため、訂正する。</p>
③	<p>80 ページ、費用便益分析で「被害軽減の便益」が非常に大きくなっているのはマニュアル改訂の結果という説明であったが、具体的にどういところが改訂されてこれほど大きな値になったかということをご教示願う。</p>	<p>【河川課】 マニュアルの改訂前には、農地、農業施設を道路や橋梁などと同じような率を掛けて算出していたが、改訂後においては、農地、農業施設の被害額を公共土木施設被害額とは別に算出することとなった。 現マニュアルでは、農地、農業施設平米あたり1,539円の被害額を見込んで算出することになっており、本事業において農地、農業施設の割合が非常に大きいこともあり、大きな値となっている。今まで低く算定されすぎていたものが適切に反映されるようになったと考えている。</p>
④	<p>80 ページ、自然環境等の状況、イの②「対応状況」の「環境等への配慮に要する経費」、河畔林を現況保存という箇所について、河畔林は洪水時に水が流れるところに生えているかと思うが、河川内に木をわざと残すような環境整備をされているという理解でよいか。</p>	<p>【河川課】 あくまでも流下断面には影響のない範囲内で残せるものは残すということでやっているもので、洪水に影響があるような河畔林については残せないと考えている。</p>
⑤	<p>それは堤防の外ではないということか。河川内ではあるけれども、高さがあるので、降水時に影響はないという理解でよいか。</p>	<p>【河川課】 断面に余裕のある河積分があり、その部分のエリア内ということである。</p>

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑥	<p>そうすると、河畔林であっても根元に水は来ないということか。</p> <p>【河川課】 流下能力で考慮している断面の部分以外の部分の河畔林であるため、超過の洪水が来れば可能性はあるが、計画で見込んでいる流量ではそこまで水は来ないということである。</p>

15 総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）【詳細審議対象】

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
①	<p>資料の見方であるが、この事業の範囲は、87ページの丸で囲っている部分か。この中で、一部ブロックで地すべり等が新たに確認された、ということによいか。</p> <p>【砂防災害課】 事業箇所としては、87ページの丸で囲っている部分であるが、その次の88ページ、計画平面図で少し詳細なブロック分けも記載している。この図のほぼ中心付近のKブロックとLブロックでの追加工事を行いながら全体としての地すべり対策を行っている。</p>
②	<p>アスピーテラインはこの区間以外にも距離があつて、色々な状況の箇所があると思うが、同じような事業はほかの場所でも行っているか。</p> <p>【砂防災害課】 この地区のみである。アスピーテラインの中でこういった地すべりが発生しているのは、この箇所のみである。</p>
③	<p>ほかの箇所では今のところ対策が必要な状況にはないという理解によいか。</p> <p>【砂防災害課】 そう考えている。日常的なパトロールなどを行う中で、道路の変状などは見られていないため、安全は確保されていると考えている。</p>
④	<p>地すべり対策で非常に重要な事業である。この事業は当初平成22年から始まって現在に至る事業であるが、この事業は基本的に地すべりが続く限りずっと続くという理解によいか。</p> <p>【砂防災害課】 現時点で発生している地すべりに対する対策としては、今回の追加施工を行い、その後の若干の観測継続は必要かと思うが、今のところの目論見としては十分な対策を図ることができる目途が付いたと考えている。</p>
⑤	<p>この対策が終われば、この事業としては一回区切りを迎えるという理解によいか。</p> <p>【砂防災害課】 それを目標に進めているところである。一方で、岩手山全体としての活動や今後の地震等によって、地下水位が変動することもあり得ることはないため、その辺の状況を注視していく必要がある。</p>
⑥	<p>85ページ、自然環境の状況で、「岩手県自然環境保全指針による自然区分」が「A」となっており、「振興局公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会」に付議した結果、特に助言はなかったということだが、どういったことでこの保全区分が「A」なのかご存じか。なぜ何もコメントがなかったかが知りたい。</p> <p>【砂防災害課】 県の自然環境保全指針に従い、1キロ四方のメッシュに区切り、その区域の自然区分が「A」から「E」と判定され、委員会への付議において、この判定された自然区分が報告される。1キロ四方のメッシュであり、実際の事業対象区域には希少種が確認されないことがあり、今回は希少種が確認されなかったことから、委員会での助言、意見等は特になかったと考えている。</p>

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
⑦ 自然区分が「A」となっているということは、何かしらの希少種があることが確認された、ということではないのか。工事前に実際に調査するという事はないのか。	<p>【砂防災課】</p> <p>委員会活動の一環として、委員が現地を調査することがあり、そこで希少種が確認された場合、移植をしましょう、であるとかの助言をいただくことになる。本事業において、平成 23 年度に委員による委員会の現地調査が行われており、特に希少種は確認されなかったという状況である。</p>
⑧ 85 ページ、費用便益分析を説明いただいた際、交通量が増加しているということを便益の変化の理由として説明いただいたが、事業着手時と比べて交通量が増加していると理解してよいか。	<p>【砂防災課】</p> <p>交通量について、事業着手時、令和元年の再評価時、今回の再々評価時の3つの時点で確認しているもの。平成 22 年度事業着手時、基準年が平成 21 年度で1日あたり 979 台、令和元年が一度減少して 372 台、今回令和 6 年度が 1,040 台となっている。これらの交通量の算出根拠は交通センサスである。</p>